

**家族介護用品購入補助券・障害者福祉タクシー券福祉回数券(下半期分)交付**

**◆家族介護用品購入券**

▼対象 田原市に住所があり、要介護1以上の方を在宅で介護している方など（ただし、要介護1・2の場合、次のすべてを満たす方①医師の診断により失禁が認められる方②申請時、市町村住民税非課税世帯の方③上半期に交付を受けていない方）

▼手続きに必要なもの 有効期限内の介護保険証、印鑑（認印可）

**◆障害者福祉タクシー券・福祉回数券**

▼対象 次のいずれかに該当する方  
①1・2級の下肢・体幹・視覚障害または1級の内部障害がある方②A判定の知的障害がある方③1・2級の精神障害がある方

▼手続きに必要なもの 障害者手帳

**◎交付について**

▼日時 平成25年3月29日（金）までの午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

▼場所 ①田原地区の方：市役所高齢福祉課（北庁舎1階） ②赤羽根地区の方：赤羽根市民センター（旧赤羽根支所） ③渥美地区の方：渥美支所

▼高齢福祉課  
☎23局4654 FAX23局3545

**障害者虐待防止法が施行**

障害者を虐待から守り、またその養護者を支援するため、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が10月1日に施行されました。

この法律により、養護者（家族や同居人等）、福祉施設従事者、使用者（雇用主等）から虐待を受けたり発見したりした場合は、必要に応じ、障害者の一時保護や支援を行いますので、窓口にご連絡ください。通報者、相談者の秘密は守られます。

**◆虐待の種類**

【**身体的虐待**】 体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく体の自由を奪うこと

【**性的虐待**】 無理やり（または同意と見せかけ）わいせつな行為をすることや、させること

【**心理的虐待**】 激しい暴言を浴びせたり、拒絶的な態度をとったりするなどして、心を傷つけること

【**放棄・放任**】 食事や入浴、排泄などの介助をせず、心や体を衰弱させること

【**経済的虐待**】 本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うことや、不利益を与えること

**◆通報窓口**

▼地域福祉課  
☎23局3697 FAX23局3545

※夜間・休日：

年末年始は、市役所（代表）  
☎22局1111

**◆相談窓口**

▼田原市障害者総合相談センター  
☎23局3812 FAX23局3110



**ひきこもり家族教室を開催します**

▼期日／内容 〔11月8日（木）〕不登校・ひきこもりと発達障害について 〔11月21日（水）〕ひきこもり支援のいま 訪問から就労支援まで 〔12月7日（金）〕グループワーク 「親子の共感力を育てよう」

▼時間 ①いずれも午後1時30分～3時30分 ②初回のみ午後3時まで

▼場所 豊川市社会福祉会館（豊川市諏訪）

▼定員 30名（先着順／初回のみ40名）

▼受講料 無料

▼申し込み 電話またはFAXにて（FAXの場合、住所・氏名・電話番号を明記）

▼豊川保健所  
☎（0533）86局3626  
FAX（0533）89局6758

**10月は土地月間**

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。将来の子どもたちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、土地の有効利用について考えてみましょう。



▼街づくり推進課  
☎23局3523 FAX22局3811

**ワークライフバランス推進セミナーを開催します**

▼対象 事業主、人事労務担当者その他関心のある方

▼日時 11月16日（金）午後1時30分～4時30分

▼場所 東三河県庁大会議室（東三河総合庁舎2階）

▼内容 企業が取り組む心の健康相談活動をテーマに講演、取り組み事例発表、パネルディスカッション

▼定員 100名（先着順）

▼参加料 無料

▼申し込み 11月2日（金）までに電話にて

▼愛知県東三河総局産業労働課  
☎（0532）54局2582